

グローバル・タックス・ポリシー

2019年3月31日制定

2022年4月28日改定

1. 適正な税務申告による企業価値の向上

ニコングループは、税金は地域社会の発展に大きな影響を与えるものであり、適正な納税を行うことは、企業にとって重要な社会的義務と考えており、過不足のない適正な申告及び納税を実施することにより、企業価値の向上を図ります。

2. 税務コンプライアンスの遵守

ニコングループは、日本、それ以外の国の法令及び OECD 等の国際的組織が発表する枠組みの意図を理解し、これらを適切に遵守します。また、税制改正の把握を含む税法の意図の把握に努め、不明点がある場合には適切に外部専門家の意見を聴取します。

3. 税務特典の活用および租税回避の排除

ニコングループは、税務特典の活用にあたっては、その意図を理解し、事業目的や事業実体が伴っているかを検討したうえで、積極的な活用を行います。

専ら租税回避を目的とする商業的な目的を持たない行為は行いません。また、事業を行う他の地域よりも税率が著しく低い地域や所謂タックス・ヘイブン（租税回避地）と呼ばれる国・地域等の利用は行いません。

4. 移転価格課税などの二重課税の防止

ニコングループは、移転価格に係る独立企業間原則を遵守します。OECD 移転価格ガイドラインに基づき、移転価格に関する各国の見解の相違を考慮した上で、許容可能な移転価格リスクに抑えるよう努めます。

二重課税の発生可能性がある場合には、各国法令及び租税条約で認められている手続きに則り二重課税の排除に努めます。

5. 税務当局との良好な関係の構築

ニコングループは、日本及びそれ以外の国における税務当局と適時適切に対話を行い、税務調査時においては誠実に対応及び協力し、指摘事項については必要な再発防止策の検討に努めます。

6. 税務ガバナンス体制

ニコングループは、上記の各原則の遵守を適切に担保するため、取締役である CFO の責任のもと、グループ全体の税務コンプライアンス及び税務リスクに係る内部管理体制を適切に維持します。

内部管理体制の維持の一貫として社員教育等を実施することで、社内におけるグローバル・タックス・ポリシーの浸透と適切な税務知識の普及に努めます。

※本ポリシーは、株式会社ニコン取締役会において承認されています。